

令和6年度 ICTモデル事業赤川二期地区

赤川二期地区ICT導入実施設計業務

特別仕様書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和6年度ICTモデル事業赤川二期地区 赤川二期地区ICT導入実施設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書に基づいて実施するものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、ICTモデル事業実施地域におけるICT水管理施設の実施設計を行うものである。

(場 所)

第1－3条

本業務の対象地域は山形県酒田市広野地内であり、別紙1位置図に示すとおりである。

(土地の立ち入り)

第1－4条

作業のため土地への立ち入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1－5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用等
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	電気工学	
	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	電気電子	
	農業土木	

(照査技術者)

第1－7条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る当該する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用等
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	電気工学	
	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	電気電子	
	農業土木	

(2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 基本条件の設定時
- 3) 細部条件及び構造検討節目の決定時
- 4) 設計図等の作成時
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－8条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－10条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(貸与資料等)

第2－1条

貸与資料は次のとおりとする。また、この他に必要と認められる資料がある場合は別途貸与するものとする。

分 類	貸 与 資 料 名	数 量
業務報告書	平成 25 年度 農業水利施設保全合理化事業 広野地区福岡実施設計業務	1 部
	令和 5 年度 ICT モデル事業赤川二期地区 赤川二期地区 ICT 導入構想検討業務	1 部
その他	その他必要と認められる資料	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－2 条

第 2－1 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における設計作業項目及び数量は、下表のとおりとする。

なお、詳細は別紙 2 作業項目内訳表に示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備考
1. 計画準備	1 式	
2. 現地調査	1 式	
3. ICT実施設計	1 式	
4. 設計図作成	1 式	
5. 照査	1 式	
6. 点検取りまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第 3－2 条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第 2－1 条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 業務対象となるのは、受益面積 13.1ha の荒田地域であり、県営福岡幹線用水路からパイプラインによる配水が行われることを想定している。
- (5) 荒田地域内のほ場には、手動給水栓及び排水柵が設置されている。今回のモデル事業において、既設手動給水栓を遠隔操作可能な ICT 自動給水栓に変更することを

想定している。併せて、自動給水栓の利用効果を高めるとともに、流域治水としての「田んぼダム」機能を発揮させるため、既設排水柵を自動水位調節型排水調整器設置に変更することを想定している。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

- (1) 初 回 作業着手の段階
- (2) 第2回 中間打合せ（ICT実施設計の検討段階）
- (3) 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、上記の打合せの都度、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD－R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎5F
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所

(要約版の作成)

第5－3条

報告書の取りまとめにあたっては、業務内容の要約版を作成し、報告書に綴じ込むものとする。なお、要約版の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 作業内容
- (3) 成果物の内容
- (4) 成果物目録
- (5) 今後、検討を要する課題等
- (6) その他

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりである。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (6) その他（監督職員が認めた場合）

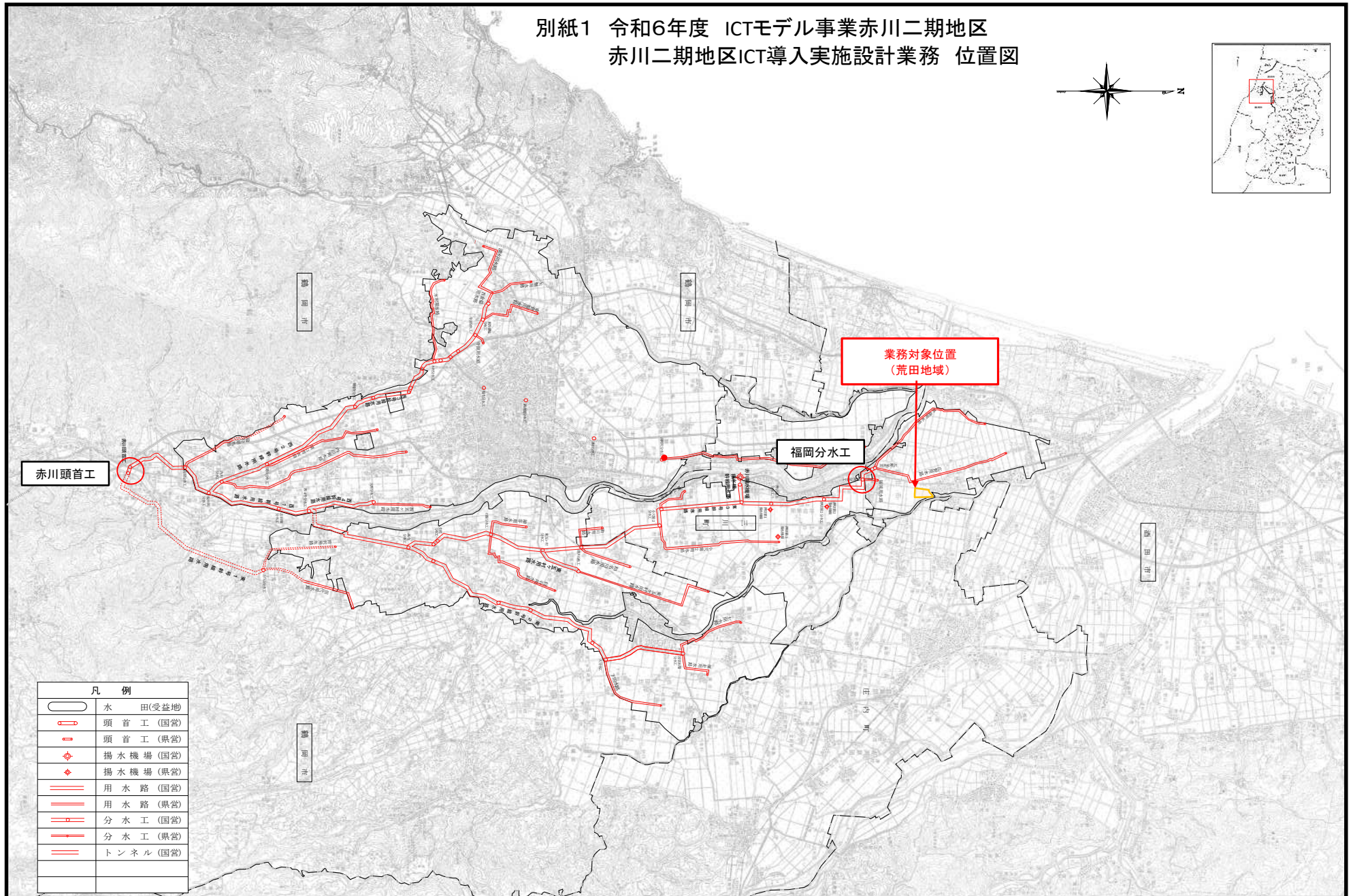
第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 令和6年度 ICTモデル事業赤川二期地区
赤川二期地区ICT導入実施設計業務 位置図



凡 例	
	水 田(受益地)
	頭 首 工 (国営)
	頭 首 工 (県営)
	揚 水 機 場 (国営)
	揚 水 機 場 (県営)
	用 水 路 (国営)
	用 水 路 (県営)
	分 水 工 (国営)
	分 水 工 (県営)
	ト ン ネ ル (国営)

別紙2 作業項目内訳表

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄	備考
1. 計画準備	実施設計を行うために必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
2. 現地調査	実施設計を行うために必要な現地調査を行う。	○	
3. ICT実施設計			
(1) 水管理制御システムの設計	ICT用水管理による配水効率の検証及び排水管理に伴う効果発現のために最適な水管理制御システムの実施設計を行う。	○	
(2) 自動給水栓の設計	既設手動給水栓の撤去計画及び新設する自動給水栓の実施設計を行う。	○	
(3) 自動水位調整型排水調整器設置の設計	既設排水柵を撤去計画及び新設する自動水位調整型排水調整器の実施設計を行う。	○	
(4) 観測機器類の設計	効果実証に必要な観測機器類（流量計等）の実施設計を行う。	○	
4. 設計図作成	設計図（仮設図を含む）を作成する。	○	
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
6. 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○	

作業実施欄の○は本業務で計上している項目である。